

「災害に強いとちぎづくり条例」の構成

H26. 4. 1 消防防災課

前文：条例制定の趣旨

- 災害の被害を最小化し、また迅速な回復を図るためには、行政の対策に加え、個人そして地域の住民、学校、企業等の取り組みが大変重要となります。
- すべての人々が安心して安全に暮らすことのできる社会の構築を目指し、災害に強いとちぎづくりに一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定します。

(総論)

第1章 総則

○条例制定の目的

- ・防災対策に関する基本理念を定め、県民等の責務を明らかにします。（総論）
- ・県民等及び県の基本的な施策を定めます。（各論）

○用語の定義

○基本理念

- ①自助、互助・共助、公助を基本とします。
- ②県民、自主防災組織、事業者及び県が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら協力して着実に実施することとします。

○県民の責務

- ・自らの防災対策の実施 等

○自主防災組織の責務

- ・地域における防災対策の実施 等

○事業者の責務

- ・従業員等の安全確保、事業の継続
- ・地域への協力 等

○県の責務

- ・防災対策の総合的な推進
- ・災害時における事業継続
- ・県民等及び市町村への支援

○県と市町村との連携協力

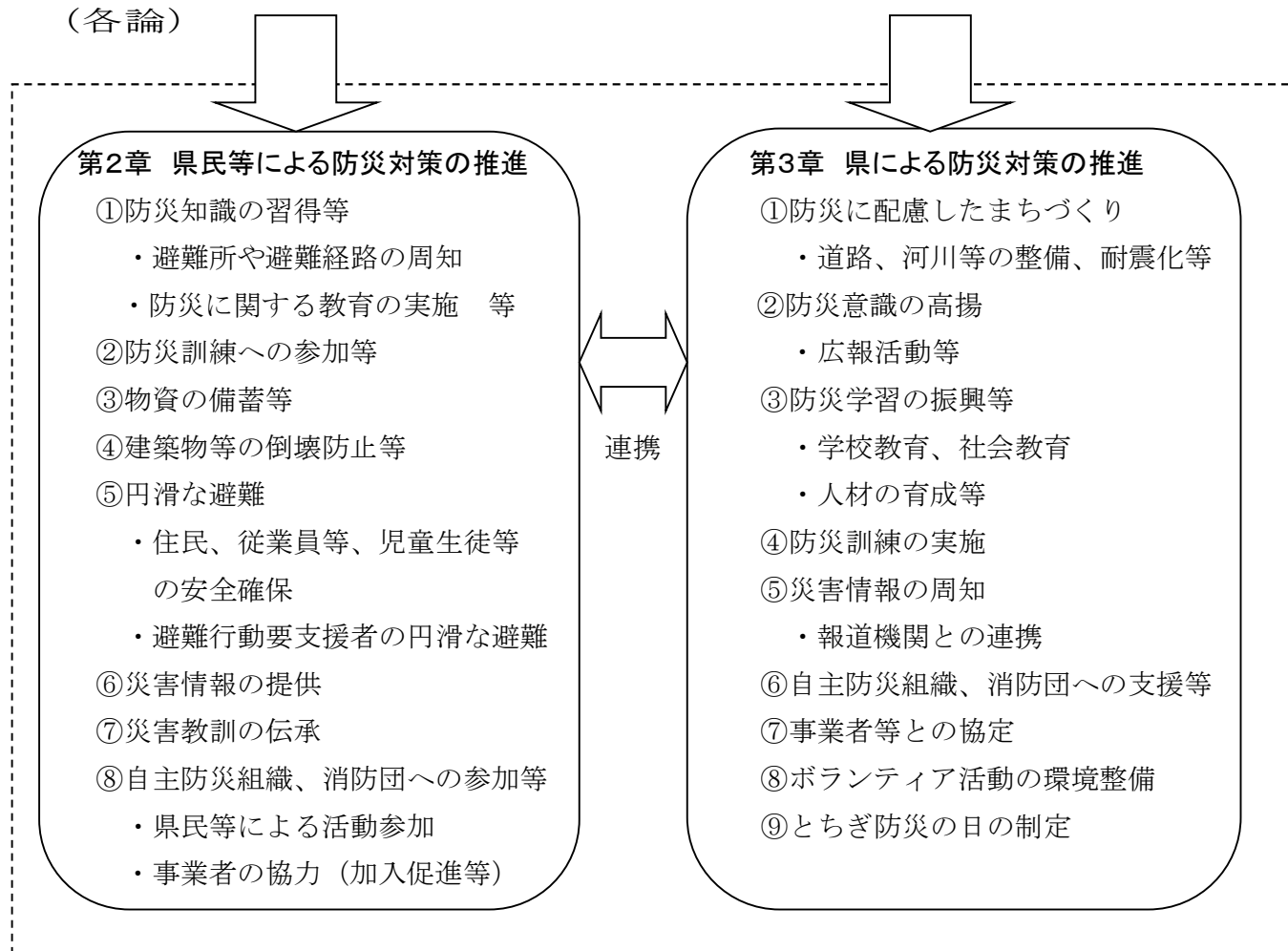
協力

支援

○防災対策を行う上で配慮すべき事項

- ①気象、地理、社会、文化など地域の特性に応じた対策
- ②男女共同参画の視点
- ③避難行動要支援者の実情を踏まえた対策
- ④ボランティアとの連携

(各論)



【本県条例の主な特徴】

- ①県民が親しみやすく共感できる内容となるよう工夫した。特に、各論では、災害に備え各主体がどのような取組を進め、どう連携していくのか、わかりやすく整理した。
- ②災害に強いとちぎづくりを目指し、前文に、防災・減災の考え方を取り入れた。
- ③地域特性、男女共同参画の視点・避難行動要支援者、ボランティアとの連携について、特に配慮すべき事項として条項を設けた。
- ④事業者及び県の責務として、災害時業務継続計画（BCP）の作成等を明文化した。
- ⑤事業者のうち、特に、学校に求められる児童・生徒等の身の安全を守るための対策について、条例の中で明文化した。
- ⑥消防団等への加入促進を図るため、事業者の協力について明文化した。
- ⑦報道機関と連携した災害情報の提供について明文化した。

◇平成 26 年 4 月 1 日 施行